

マイナンバーの通知が 送付されています

問合先 市民課

「通知カード」は
届きましたか？

◆11月からマイナンバー（12ケタの個人番号）の記載された「通知カード」が郵送されています。
通知カードは世帯ごとに、簡易書留（転送不要）で郵送しています。12月中旬になってもまだ通知カードが郵送されていない人は、市役所に返戻されている

場合がありますので、市民課へ問い合わせてください。

◆返戻になった場合の受取の交付方法は2通りあります。

①市民課窓口にて次の書類を持参して受け取りに来る
窓口での受取人が

●本人（同一世帯の人も含む）の場合：窓口に来られた人の本人確認書類（*）（A書類1点

またはB書類2点以上）

●法定代理人の場合：本人および法定代理人の本人確認書類（A書類1点またはB書類2点以上）、および戸籍謄本（本籍地が泉佐野市の場合除く）など法定代理人であることを証する書類

●任意代理人の場合：本人および任意代理人の本人確認書類（A書類1点またはB書類2点以上）、および委任状など本人が代理人を指定した事実を確認できる書類

（*）本人確認書類

●A書類（コピー不可）

住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）、パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書など

●B書類（コピー不可）

保険証、医療証、年金証書、本人名義の預金通帳、社員証、学生証など

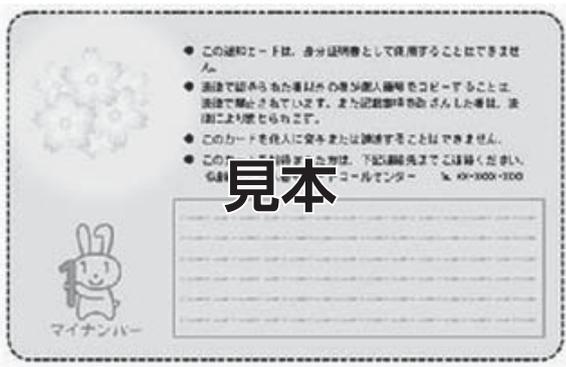
②本人の「居所」へ市役所から郵送する

やむを得ない理由により住民登録地と異なる住所にお住まいの人は、居所の登録を行っていただくことにより、市役所に返戻が確認されたから市役所から郵送することができます。居所の登録は郵送でも届け出ること



見本

▶通知カード（おもて）



見本

▶通知カード（うら）

ができます。

申請用紙のダウンロード、申請に必要なものについては、市のホームページをご覧ください。

◆通知カードは、個人番号カードの交付や行政の各手続きに必要ですので、紛失しないように大切に保管してください（再交付には手数料が必要です）。

◆通知カードは、本人確認のための公的な身分証明書として利用できません。

◆通知カードが送付されて以降、住所や氏名が変わる場合、市役所での手続きの際に通知カードを忘れずにお持ちください。

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



11月から
マイナンバーを
一人ひとり
お届けしています！

マイナンバー制度に便乗した詐欺などにご注意ください！

「個人番号カード」の申請

◆個人番号カードは任意の申請により交付されます（必ず作らなければならないものではありません）。

※料金は初回交付に限り無料です。再交付は手数料が必要です。

◆個人番号カードは、本人確認のための公的な身分証明書として利用できます。その他、e-Taxの電子申請などが行える電子証明書の機能も搭載できます。（15歳未満除く）

◆個人番号カードで住民票の写しや印鑑登録証などのコンビニ交付サービスが利用できます。（15歳未満除く）

◆有効期限は、発行日から10回目（発行時20歳未満の人は5回目）の誕生日までになります。外国人住民の人（特別永住者および永住者除く）は、在留カードに記載された在留期間の満了日までとなります。



見本



▶個人番号カード（おもて）

見本



▶個人番号カード（うら）

「住基カード」をお持ちの人は…

◆マイナンバー制度の導入に伴い、「住民基本台帳カード」の新規発行は、12月28日(月)で終了します。住民基本台帳カードは即日交付できないため、交付を希望される人は12月22日(火)までに申請してください。（同時に電子証明書の格納を希望される人は12月17日(木)までに申請してください。）

◆「住民基本台帳カード」は有効期限まで使用できますが、個人番号カードを取得された場合、「個人番号カード」と「住民基本台帳カード」の両方を所持することはできません。「住民基本台帳カード」は、個人番号カード交付時に通知カードとともに回収となります。

◆住民基本台帳カードで登録した電子証明書（公的個人認証用）は、電子証明書の有効期間が終了するまで使用できませんが、12月23日(祝)以降は、住民基本台帳カードを使用しての電子証明の新規発行・更新手続きはできません。

◆住民基本台帳カードに登録した電子証明書が来年1月以降に有効期間の終了を迎えた場合は、新たに個人番号カードの交付を受けることで、電子証明書が利用できます。

※個人番号カードの交付申請が集中した場合、カードの作成などに時間がかかるため、交付時期が大幅に遅れ、確定申告などの期限に間に合わない可能性があります。住民基本台帳カードの電子証明の有効期間が過ぎている人で、電子証明書の新規発行・更新手続きを希望される人は12月22日(火)までに市民課で手続きを行ってください。

マイナンバーに関する疑問・質問は マイナンバー総合フリーダイヤル

【日本語窓口】 ☎0120-95-0178（無料）
※つながらない場合は、下記に電話してください（有料）。

- マイナンバー制度に関すること ☎050-3816-9405
- 「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎050-3818-1250

【外国語窓口】 in English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese（無料）

- マイナンバー制度に関すること ☎0120-0178-26
- 「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎0120-0178-27

対応時間

- 平日…午前9時30分～午後10時
 - 土・日曜日、祝日…午前9時30分～午後5時30分（12月29日(火)～来年1月3日(日)除く）
- ※外国語窓口の英語以外の言語は、平日午前9時30分～午後8時

▶住民基本台帳カード

